



たき火等の届出とは

「火災とまぎわらしい煙等を発するおそれある行為の届出」に該当し、消防が火災と間違えて出動することを防ぐ届出です。焼却行為を許可するものではありません。

たき火等を行う時は、事前に届出提出のご協力をお願いします。

たき火等の届出の対象となる例



たき火



たき火



かまど炊事



野焼き（農業の例外行為）

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合、上の例は制限されます
林野火災注意報・林野火災警報の発令に関係なく廃棄物を焼却する行為は、
原則禁止されています

たき火等の届出の対象とならない例



バーベキュー



七輪焼き



ガストーブ



届出の方法

たき火等を行う場合は事前に消防本部に「火災とまぎわらしい煙を発する行為届出書」の提出をお願いします。申請書は、右上のコードをスマホでかざして読み取ると、阿南市消防本部ホームページ申請書ダウンロードから利用できます。

問合せ先：阿南市消防本部予防課 0884-22-3799

